

6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
H25.1.4	契約解除	変更前	営業所	127280	梅津簡易郵便局		新潟県佐渡市梅津2329-7				×		×	-	
		変更後	営業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H25.1.4	契約解除	変更前	営業所	977160	空知太簡易郵便局		北海道砂川市空知太西四条6-1-18				×		×	-	
		変更後	営業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H25.1.4	契約解除	変更前	営業所	977580	東明西簡易郵便局		北海道美唄市東七条北4-5-11				×			-	
		変更後	営業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H25.1.7	契約締結	変更前	営業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	748860	棕本簡易郵便局		福岡県飯塚市棕本587-3				×			-	
H25.1.7	契約締結	変更前	営業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	977160	空知太簡易郵便局		北海道砂川市空知太東1条2-375-9				×		×	-	
H25.1.15	移転	変更前	営業所	128810	大白川簡易郵便局		新潟県魚沼市大白川389				×		×	-	
		変更後	営業所	128810	大白川簡易郵便局		新潟県魚沼市大白川424				×		×	-	
H25.1.15	契約締結	変更前	営業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	327340	神明簡易郵便局		富山県富山市高田52-3				×		×	-	
H25.1.15	移転	変更前	営業所	786560	御領簡易郵便局		鹿児島県南九州市穎娃町御領6615-1				×			-	
		変更後	営業所	786560	御領簡易郵便局		鹿児島県南九州市穎娃町御領6840-4				×			-	
H25.1.18	契約解除	変更前	営業所	218180	知多長浦簡易郵便局		愛知県知多市長浦2-1				×			-	
		変更後	営業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H25.1.21	移転	変更前	営業所	717180	中島簡易郵便局		熊本県上益城郡山都町北中島1354-3				×			-	
		変更後	営業所	717180	中島簡易郵便局		熊本県上益城郡山都町北中島1343-1				×			-	

6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
H25.1.23	契約締結	変更前	営業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	116040	市場簡易郵便局		長野県長野市七二会丁208-1	-		×	×	×	×	-	
H25.1.23	局種変更	変更前	郵便局	311950	稗造郵便局	-	石川県羽咋郡志賀町今田乙74							-	簡易郵便局へ局種変更
		変更後	営業所	318050	稗造簡易郵便局		石川県羽咋郡志賀町今田二116				×		×	-	
H25.1.23	契約締結	変更前	営業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	457330	桧牧簡易郵便局		奈良県宇陀市榛原檜牧220					×			-
H25.1.28	契約締結	変更前	営業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	238480	富士久沢簡易郵便局		静岡県富士市久沢677-2	-		×	×	×	×	-	
H25.1.28	移転	変更前	郵便局	531120	浜田朝日町郵便局	-	島根県浜田市朝日町34-4							-	
		変更後	郵便局	531120	浜田朝日町郵便局	-	島根県浜田市朝日町41-1							-	
H25.1.29	業務変更	変更前	営業所	228160	西藤原簡易郵便局		三重県いなべ市藤原町大貝戸336	-		×	×	×	×	-	
		変更後	営業所	228160	西藤原簡易郵便局		三重県いなべ市藤原町大貝戸336	-			×			-	

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「」を記入すること。

3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「」を記入すること。

4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。